

後見センターレポート vol.30 (令和6年3月)

前々号 (vol.28) では、本人死亡後の事務の流れを整理したフローチャートを紹介しました。本号では、本人死亡後に成年後見人が行う「死後事務許可申立て (民法873条の2)」について紹介します。

死後事務許可申立て (民法873条の2)

本人がお亡くなりになった場合、後見等は終了するため、後見人等の法定代理権等の権限は当然に消滅しますが、民法873条の2により、成年後見人 (なお、保佐人・補助人は含まれません。) であった者は、相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができます。次の行為を行うことができます。

- ① 特定の相続財産の保存 (現状の維持) に必要な行為 (1号)
- ② 弁済期が到来した相続債務の弁済 (2号)
- ③ 火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為 (3号)

※③の行為については、一般に相続人等に与える影響が大きいことから、家庭裁判所の許可を要するものとされています。

【死後事務許可申立ての留意点】

●火葬又は埋葬に関する契約の締結

③の「火葬又は埋葬」は「火葬又は土葬」を意味します。そのため、葬式、葬儀は後見人の死後事務には含まれず、家庭裁判所の許可の対象とはなりません。

ただし、納骨 (火葬後の遺骨を墓地等に収納する行為) は、「火葬又は埋葬」に準じて、家庭裁判所の許可を得て行うことが可能です。

●弁済期の到来している本人の医療費、施設利用費、公共料金などの支払い

②に該当する行為として、家庭裁判所の許可を得ることなく支払いが可能です。

ただし、後見人の手元に現金がなく、支払いのために預貯金を払い戻す必要がある場合の払戻行為 (振込送金を含む。) は、③の「その他相続財産の保存に必要な行為」として、家庭裁判所の許可が必要です。許可の申立てをする際は、払戻金の用途を明確にし、支払いに必要な金額の裏付資料を添付して、当該金額を限度に申し立ててください。

なお、総債務額が現金・預貯金額を上回る場合は、事前に方針を裁判所に連絡してください。

●ライフライン (電気、ガス、水道等) の供給契約の解除

③の「その他相続財産の保存に必要な行為」として、家庭裁判所の許可を得て行うことが可能です。

都営住宅の返還については、入居者である本人の死亡により使用権限が失われて返還義務が生じるので、②に該当するか、これに準ずるものとして、家庭裁判所への許可申立ては不要です。

なお、保佐人及び補助人に加えて、成年後見人についても、急迫の事情が存在する等の要件を満たす場合には、上記の死後事務に相当する事務を**応急処分** (民法874、876の5Ⅲ、876の10Ⅱ、654条) や、相続人全員のための**事務管理** (民法697条) を根拠として、必要かつ相当な範囲で行うことは許容されると考えられます (この場合、**許可申立ては不要**です)。

☆判断に迷う場合には、家庭裁判所に連絡票により連絡してください。
☆東京家裁後見サイトに、申立書書式、記載例、必要な添付資料等の説明を掲載していますので、そちらもぜひ参考にしてください。

